

東大和市立図書館協議会 平成30年度第3回会議録

会議名 平成30年度第3回 東大和市立図書館協議会
開催日時 平成31年2月19日(火) 午後3時～4時52分
開催場所 東大和市立中央図書館 2階 視聴覚室
出席者 (委員) 溝江委員、上田委員、井上委員、村松委員、六馬委員、
荒川委員、岡崎委員、佐々木委員、島委員
(欠席者) 菅野委員
(事務局) 當摩(中央図書館長)、宮田(管理係長)
西尾(主査〔計画担当〕)、柳原(事業係長)
永井(桜が丘図書館長)、浴(清原図書館長)

会議の公開・非公開の別 公開 傍聴者数 2人

会議次第 1. 開会
2. 議題
(1) 平成31年度予算(案)について
(2) その他

配布資料 ・ 次第
・ 平成31年度中央図書館予算(案)

1. 開会

会 長： 本日はお忙しい中、お集りいただきましてありがとうございます。
定刻となりましたので、「平成30年度第3回東大和市立図書館協議会」をはじめさせていただきます。9人のご出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。また、傍聴者がいらっしゃいます。会議は、東大和市情報公開条例第30条の規定により、原則公開となっておりますので、これを許可いたします。

(傍聴者入場)

会 長： それでは、ただ今から「平成30年度第3回東大和市立図書館協議会」を開会いたします。本日の議題は、お手元の資料のとおり2件でございます。

2. 平成31年度予算(案)について

会 長： それでは、議題「(1) 平成31年度予算(案)について」説明をお願いいたします。事務局、どうぞ。

事務局： 平成31年度の予算(案)につきまして、ご説明いたします。平成31年度予算(案)につきましては、2月15日にプレス発表しておりますが、正式には議会の予算特別委員会にお諮りし、ご承認をいただいた後に確定となりますので、ご了承いただきたいと思います。私

からは、概要につきましてご説明いたします。各事業の詳細につきましては、のちほど各担当係長、地区館長からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の「平成31年度予算編成方針」をご覧くださいと思います。こちらは、平成31年度の当初予算を編成するにあたりまして、財政当局から示されたものです。初めに、国や都の動向が紹介されておりまして、3ページ以降から東大和市の財政状況等についての説明が記載されております。一言で申しますと、平成31年度も見通しは難しい状況となっているということですが、そうした中で5ページになりますが、平成31年度の重要施策等が掲げられております。こちらは、昨年までは優先施策等としておりましたが、第二次基本構想における将来都市像「人と自然が調和した生活文化都市東大和」を実現するため、引き続き「日本一子育てしやすいまちづくり」を最も重要な施策と位置づけまして、「住みよい、活気あるまちづくり」、「環境にやさしいまちづくり」、「福祉の行き渡ったまちづくり」、「地域力・教育力の向上」、これらの施策を推進していくということにしております。

そして、次に掲げる事業については、優先的に予算を配分することとされております。読み上げますと、「学校教育の充実」に係る事業、「市民文化の振興」に係る事業、「生涯学習の充実」に係る事業、「児童福祉の推進」に係る事業、「保健・医療の充実」に係る事業、「高齢者保健福祉の推進」に係る事業、「障害者福祉の推進」に係る事業、「防災・防犯体制の推進」に係る事業、「道路・交通の整備」に係る事業、「市街地の整備」に係る事業、「緑の保全・創出」に係る事業、以上の事業となります。

予算編成方針の6ページをご覧くださいと思います。平成31年度の予算編成方針の重要事項についてであります。全般的事項といたしましては、「ア開かれた市政の実現のため、施策の形成や課題の対応に当たっては、情報公開の推進と説明責任の徹底を図り、市民の理解と信頼を得ること」こちらを引き続き掲げております。それから、「イ持続可能な市政の実現のため、新規施策の実施に当たっては、社会情勢等を見通す中、その効果等を検討し、「東大和市実施計画」における主要事業など取り組むべき課題に集中すること」こちらを掲げております。こちらも引き続きのものとなります。そして、「ウ『東大和市行政改革大綱』に基づき、全職員が歳入の確保や経費の縮減に取り組む、行政評価制度の活用等により効果的かつ効率的な事務事業の実

施に努めること」としております。それから、最後にエですが、新規の内容となります。「『東大和市公共施設等総合管理計画』に基づき、中長期的な視点による老朽化対策や維持・更新に係る財政負担の平準化など、公共施設等の最適化の実現に向けて取り組むこと」を掲げております。このエの項目につきましては、まさに中央図書館などは、その対象施設となっておりますので、のちほど、予算の内容のところでご説明したいと思います。

続きまして、中央図書館の事業について、概要をご説明いたします。資料1を1枚おめくりいただきまして、1ページになります。「平成31年度歳入項目一覧」となりますので、こちらをご覧ください。歳入につきましては、例年どおりのものになります。市立図書館3館に設置しております電子複写機の使用料として、24万円を計上しております。また、資料弁償金につきましては、利用者が図書を紛失ですとか、破損してしまった場合に、現物での返還ができないときに、現金でいただくということがございますので、その際の科目存置ということで1,000円を予算化しているものであります。

続きまして、2ページをお開きください。こちらは「平成31年度図書館関係歳出事業別内容」となります。各事業につきましては、平成30年度との比較ということで一覧にしておりますが、全体では543万3,000円の減ということで、率にして4.5%の減ということになっております。各事業の内の主なものをご説明いたしますと、中央図書館管理費につきましては、平成31年度、来年度から包括施設管理業務委託というものが導入されます。これは、これまで中央図書館で個別に清掃ですとか、施設管理に係る業務の委託を個別に行っておりましたが、こちらについて、他の部署の施設管理委託と併せまして、包括的に1つの事業者に委託契約を行いまして、管理してもらうということになりました。こちらは、主管課が公共施設等マネジメント課というところになりますので、図書館で持っておりました施設管理に係る委託料は、公共施設等マネジメント課へ移管することになりました。また、先ほどの重点施策のところでも触れましたけれども、中央図書館も昭和59年度の開館ということで、34年以上が経っておりまして、老朽化が顕著になってきております。そのため、平成32年度に外壁等の改修工事を予定しております。こちらは、実施計画で認められているもので、これによって施設の延命化を図ることができると考えております。平成31年度につきましては、そのための実施設計委託料ということで、304万1,000円を計上して

おります。

次に事業係について申し上げます。全体の予算の都合により、資料費を備品分と消耗品分を含めて78万5,000円、率にして約3.2%の減としております。このほかにもブックトラックですとか、その他、図書資料以外の備品につきましても、31年度は購入を控えるという対応をしております。また、平成31年10月、今年10月からですが、新しい図書館システムが稼働することになっております。そのため、移行準備に約半年かかるということから、平成30年度中に新しいシステムを選定する必要があり、現在図書館システム更新のための選定委員会というものを庁内に設けまして、選定作業を実施しております。3月下旬には、優先交渉権者が確定する予定になっております。予算につきましては、その後リース会社との5年間の契約を締結することになっておりますので、平成36年9月までの5年間になります。こちらの債務負担行為も同時に設定することにしております。また、みずうみ号につきましては、こちらは現状のまま運行を継続していこうということで、車検代等の経費を予算計上させていただいております。また、地区館2館につきましてもそれぞれ事業費を約2%弱ですけれども、減という形にしてしております。概要につきましては以上となりますが、詳細につきましては、各担当係長及び地区館長から説明をさせていただきます。以上です。

会 長： ありがとうございます。続いて管理係長から順に説明をお願いいたします。

事務局： それでは、資料1の3ページをお開きください。平成31年度事業費別主な事業一覧（内訳）の中央図書館管理費です。内容につきましては、平成30年度と比較して増減の大きいものにつきまして説明をいたします。

1（報酬）嘱託員報酬は11万1,000円の減ですが、これは嘱託員勤務日数の減によるものです。7（賃金）臨時職員賃金につきましては27万円の増額ですが、これは臨時職員賃金の単価改正による増額です。次に図書館システム等賃借料は、先ほど説明がありましたが、図書館システム等のリース料のことで、平成31年度分を計上したものです。11万3,000円の増額は、平成31年10月に予定されている消費税率10%を見込んだことによるものです。11⑤（光熱水費）電気・ガス・水道料金については、26万7,000円の増額になっていますが、これは、電気料金の基本料金単価を平成30年度実績より増額して計上していること、及び上下水道料金を平成30

年度実績等に合わせたことによる増額となっております。続きまして、13（委託料）清掃委託料、冷暖房設備保守点検委託料、その他の施設維持の委託料は、平成31年度は0円になっていますが、これは先ほど説明がありましたが、平成31年度から包括施設管理業務委託が始まるため、清掃、自動ドア保守点検、冷暖房設備保守点検、エレベーター保守点検、消防設備点検、自家用電気工作物保安業務、建築設備定期検査などの施設管理に係わる業務の委託を、市の企画財政部公共施設等マネジメント課が、他の部署の施設管理委託と併せて、包括的に1つの事業者と委託契約を行い管理していくということになり、予算を移管したことによるものです。また、13（委託料）中央図書館外壁等改修工事实施設設計委託料については、施設の安全性を確保し、施設を適正に管理するため、中央図書館の外壁等改修工事に係わる設計を行うため304万1,000円を計上したものです。この設計を踏まえ、平成32年度には中央図書館外壁等改修工事が行われます。

14（使用料及び賃借料）電話機賃借料・トイレ芳香器賃借料については、14万3,000円の増となっておりますが、主な理由としまして、現在設置している電話機の再リース契約が平成30年度に終了し、平成31年度から35年度までの5年間の新規の賃貸借契約になるため、増額になったものです。中央図書館管理費の説明につきましては、以上です。

会長： ありがとうございます。続いて事業係、お願いいたします。

事務局： 続きまして、中央図書館事業費の平成31年度予算について説明させていただきます。1ページめくりまして4ページをご覧ください。全体として事業費を見直しております。

主なものとしましては、対面朗読等謝礼を4万6,000円削っております。これは、現在の利用の実態にある程度近づけております。事業関連維持費の中で、11⑥移動図書館の12か月点検、これは2年に1回のペースで車検と12か月点検を交互に行っており、来年度は24か月定期点検を行う関係で12か月点検が皆減となって、24か月定期点検の分が増えているという形になります。また、少ない額ではありますが、図書装備委託料につきましても件数を少し見直しまして2万4,000円分の減とさせていただいております。備品購入費につきましてもブックトラック等、老朽化しているため、毎年少しずつ買っていたのですが、来年度につきましても、この分を削った形で予算を作成しております。また、図書資料費につきましても雑誌等購入費を10万円、いわゆる備品購入費の図書を68万8,000円

減という形で、全体の金額となっております。事業費につきましては、以上でございます。

会 長： ありがとうございます。では、桜が丘図書館、お願いいたします。

事務局： 桜が丘図書館事業費につきまして、説明させていただきます。1枚めくっていただいて5ページをお開きください。全体としまして、平成30年度に比べまして、31年度は13万2,000円の減額となっております。主なものは、7節の臨時職員賃金が14万1,000円の減額で理由としましては、平成31年度特別資料整理を実施しないことに伴いまして、その分、毎年計上していました臨時職員賃金をカットしたことによるものでございます。あとは、11節の④印刷製本費です。こちらはバーコードラベル印刷となっておりますが、2年に一度図書館の館シール、バーコードの脇に張ってある桜が丘図書館ですと、桜の絵が入っているシールとバーコードラベル印刷とを1年おきに行っているのですが、平成31年度はバーコードラベルの印刷の年になっておりまして、その分の印刷費が9,000円程増額となっております。その他の予算につきましては資料費を含めまして、平成30年度とほぼ同額計上することができましたので、全体で723万1,000円の計上となっております。桜が丘図書館事業費につきましては、以上です。

会 長： ありがとうございます。最後に清原図書館、お願いいたします。

事務局： 1枚資料をおめくりいただきまして、6ページをご覧ください。清原図書館事業費でございます。清原図書館事業費も平成30年度に比べまして、14万1,000円の減となっております。一番大きいところは、桜が丘図書館と同様、特別資料整理を実施しないことに伴う臨時職員賃金の減額でございます。そのほか、図書資料費が10万円の減となっておりますが、これは図書購入費と雑誌等購入費を10万円、バランスを少し変えまして、例年きちんと購入が整っていない住宅地図などを少し整えていきたいということで、科目を入れ替えております。清原図書館については、以上でございます。

会 長： ありがとうございます。以上で説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。会議のお知らせと一緒に予算に関する資料を事前に配付していただく予定だったのですけれども、先ほど事務局からご説明がありましたように、議会との関係がありまして、今日この場で確認をしていただくということになりました。丁寧に見ていただくことができずに申し訳ありませんが、ただ今の説明について何かご質問等がございますでしょうか。ありましたら、どうぞお出しください。

委員： 中央図書館の図書費ですけれども、前年度と比べて68万8,000円が落ちているわけですが、どういう根拠でこの68万8,000円という数字になったのかをお願いします。もう1つマイクロフィルムの購入とありますけれども、このマイクロフィルムの中身はどのようなものと考えてらっしゃるのかということの2点です。

会長： 事務局、どうぞ。

事務局： まず、中央図書館事業費の図書資料費についてですが、毎年、当市の場合は枠配分ということで、ある一定の時期に次年度の予算の見込みということで、財政当局へ提示をいたします。その金額を元に、平成31年度の予算について財政当局から内示がきますが、全体的には、各課2%位減の数字であったため、その中で各事業の中で、どうしてもこれはというものを計上させていただいております。図書資料費は、図書館としては生命線なので、できるだけ確保したいところではありますが、どうしてもここに手を付けなければならない事態になりまして、必要最小限ということで計上しております。また、マイクロフィルムにつきましては、新聞の多摩版について、フィルムになったものから順に定期的に購入しているものです。以上です。

会長： よろしいですか。

委員： 1つだけ。図書費は、図書館にとってはとても大事なものだと思えますので、今年度はこの金額ですけれども、来年度以降も増額、なかなか財政厳しいところだと思うのですが、話を聞いてもらえればよいと思います。

会長： よろしくをお願いします。ほかにはございませんか。ないようでしたら、先に進めさせていただきます。

では、議題「(1)平成31年度予算(案)」につきましては、以上とさせていただきます。

3. その他

会長： 続きまして議題「(2)その他」について事務局からお願いいたします。

事務局： それでは議題「(2)その他」といたしまして、事務局から3点程、報告という形でご説明させていただきます。

まず、1点目ですが、「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」ということで、この検討状況について簡単にご説明いたします。今年3月を目途にとりあえず図書館としてのまとめをしたいと考えておりますが、現在直営で最低限の目標と考えております清原図書館の休館日については週1日とすること。それから、両地区館につい

ては、平日と祝日が重なった場合には開館とすること。それから、桜が丘図書館は週2日以上夜間開館を実施すること。この3点が直営の形で運営が可能かについて検討しております。これは以前にもご説明してきたとおりでございます。検討内容といたしましては、こちらも図書館全体として新たな人員ですとか、経費は伴わないということをお前提としておりますので、そうした中でバックヤード業務を含めた図書館全体の業務が支障なく遂行できるかどうか、この点につきまして単に机上の話ではなく、実際に業務がしっかりできているかどうかということをお、今年度内を目途に試行しながら検討して行くことにしております。具体的には、前から申し上げておりますとおり、各館の休館日をずらすため、毎週火曜日の休館日を利用して、一堂に会して実施してございました職員会議ですとか、選書会議を行わないことにいたしまして、職員会議につきましては、基本的には第3木曜日の午後、選書会議につきましては、部門にもよりますが、木曜日ですとか、金曜日の開館時間内で行うことで検討しております。現在も試行中ということで、資料など調べたものはまだございませんので、申し訳ありませんが検討を継続しているということをご報告させていただきます。

それから、同時に検討しております指定管理者制度の導入ということにつきましては、近隣市の先進市の状況などを見た限りでは、直営に戻すような動きは見当たりません。特に制度を導入できない理由につきましても、今のところないものと考えております。なお、近隣市への訪問を昨年しておりますが、こちらの状況について、もう少し詳しくということをご質問いただいておりますので、ご説明いたします。

訪問した館は、A市の中央図書館、B市の中央図書館、C市の地区図書館、D市の中央図書館を訪問し、館長または担当の係長にお話を伺っております。指定管理者の運営する図書館については、訪問はしておりません。それから、訪問先の運営形態ですけれども、A市とB市は地区館のみ全館、指定管理者で運営されておまして、中央は直営での運営となっております。指定している業務の内容につきましては、選書ですとか、督促など包括的な指定ということで依頼をしているようです。それから、C市は地区館の窓口を業務委託しています。但し、本館機能のある図書館は直営で行っていると伺っています。また、D市ですが、こちらは地区館2館について、すべての業務を委託していると伺っています。経費につきましては、館の規模などにもより比較は難しいのですが、A市もB市も細かく実績をホームページに掲載しておりますので、そちらを拝見いたしますと、B市は平成22

年度から29年度の間で、一番金額に差が出た地区館で約400万円、逆に100万円から140万円前年よりも費用が下がったところもあるようです。全体として見た限りでは、平成23年度から29年度の間では大きな変動はないように見て取れます。A市は3館合わせてになります。平成25年度は1億429万4,000円、こちらが平成29年度は1億1,484万8,680円ということで、比較しますと約1,000万円増ということになっております。費用対効果につきましても、各自治体、毎年モニタリングというものを実施しておりますが、悪い評価にはなっていないように伺っております。制度導入後の利用者登録数、レファレンス回答数、貸出数、こういった利用状況につきましても、実績について詳しくホームページに掲載されておりますが、こちらはばらつきが多いので、はっきりとは申し上げられませんが、直営の中央館も含め全体として減少傾向にあるのは確かであると思います。指定管理者制度を導入してからの離職率についてですが、B市では正確な数字は出していないそうです。但し、離職の理由は、家庭の事情などによる一般的な理由と伺っております。それから、A市ですが、導入当初から5年経過している現在との比較で、約51%の方が、当初の方が残って勤務をされているそうです。離職された方の理由につきましても、はっきり把握はされていないそうですが、人事異動ですとか、昇格、こういったものも含まれているということです。ベテラン職員が長く継続して働けるような状況をどのように作っているのかということにつきましても、申し訳ありませんが特に伺っておりません。それから、基本計画の策定状況と指定管理者制度の導入の位置づけについてですが、B市につきましても、平成22年5月に策定しております。翌月の平成22年6月から指定管理者制度を地区館2館に試行導入するという記載が掲げられております。残りの地区館についても、今後検討していくということだけが記載されています。その後、平成27年7月に第2次の計画が策定され、平成25年4月から地区館3館、さらに平成27年7月から地区館3館へ試行導入をし、地区図書館全館に導入したという記載になっております。この基本計画の中では、今後の運営についてまでの具体的な記載はないようです。A市については基本計画はなく、平成29年1月に今後の市立図書館の運営方針というものを策定しているようです。こちらは、中央図書館の運営について記載されています。

別の質問になりますが、清原図書館を週1日の休館、桜が丘図書館では週2日以上夜間開館を実施、両館とも祝日開館とした場合の3点

を行った場合に、現行の直営で運営不可能になる具体的な根拠及び収支見通しについては、どのようになっているのかというご質問をいただいております。こちらにつきましては、先ほども申しましたが、図書館全体の業務が遂行できるかどうかも含めまして、現在検討しているところでもありますので、運営が不可能になる具体的な根拠ということにつきましては、まだ整理ができていない状況です。それから、収支につきましては、基本的に現状を超える予算は確保できないという前提にありますので、まず地区図書館の見直しを実現するには、どのような人員ですとか、経費が必要となるかということ、今確認しております。それを実現するためには中央館から人員ですとか、経費を賄っていかないとはいけませんので、中央館の業務の見直しを進める中で判断していくこととなります。主に中央図書館が担っているいろいろなバックヤードの業務があるわけですが、こちらをどのように見直しできるのかが大きな課題と考えています。

それと、指定管理者制度を導入した場合に、運営可能になる具体的な根拠ということでご質問いただいております。こちらにつきましては、市の指定管理者制度に係わる基本方針というものを企画課で作成しております。地区図書館への制度導入についての検討につきましては、この基本方針に基づいて手順を踏んできていますので、制度を導入することにつきましては、法的にも、制度的にも、問題はないのではないかと考えています。予算的にも、市が直接行う場合よりも安価で、サービスの拡充が期待できる見込みが非常に大きいということで、またこのサービスを提供する民間事業者も複数ありますので、他の自治体の導入事例なども増えている状況の中では、制度の導入は可能であると考えております。運営可能である具体的な根拠というのが、逆の言い方になるかと思いますが、ご理解いただきたいと思います。このようなことから、現段階では図書館が想定している内容では導入できない理由は見当たらないということで、今後、仮に教育委員会及び市の正式な決定がされた場合には、今度は施設の所管課、これは図書館になりますが、こちらが事務局となり、指定管理者選定基準等検討部会（仮称）を庁内に設置しまして、募集内容ですとか、条例に定める事項の審査というものを行っていきます。そして、条例ですとか、募集要項、協定書等の作成作業に進むということになります。地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについての検討状況の報告につきましては、以上とさせていただきます。

その他の2点目になりますが、「平成30年度多摩地域公立図書館大

会について」についてご報告いたします。2月7日（木）、8日（金）に、都立多摩図書館セミナールームで、東京都市町村立図書館長協議会の主催で開催されたものです。昨年度は、当市が事務局市を努めた大会でございます。今年度につきましては、基調講演は「地域に向き合う図書館－その役割と課題－」と題しまして開催され、こちらに職員が出席しておりますので、少し内容について説明をさせていただきます。

会 長： どうぞ。

事務局： （事務局からの大会内容の報告）

会 長： ありがとうございます。では、3点目をお願いします。

事務局： それでは最後に、その他事項の3点目ですが、これは次回の図書館協議会の開催予定ということで、ご報告いたします。例年ですと、毎年5月末くらいに第1回ということで、図書館協議会を開催させていただいているのですが、平成31年度につきましては、6月の下旬から7月の上旬で開催をさせていただきたいと考えております。理由といたしましては、現在答申に基づきまして、現行体制でのサービスの拡充は可能かどうかについての検討をしておりますが、その取りまとめが5月中というのは厳しい状況にありまして、6月の市議会定例会終了後の開催にさせていただきたいと考えております。詳しい日程につきましては、改めて調整をさせていただきたいと思っておりますので、6月の末から7月の早い時期の開催にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

会 長： それぞれご報告をいただき、ありがとうございます。では、最初の1点目の「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」の検討状況と、質問事項に対するご説明に関して、改めて質問などありますでしょうか。

委 員： 質問、意見もよろしいですか。

会 長： ご一緒に結構です。

委 員： まず、現在の検討状況について、現体制を維持する形で、地区館の開館時間の拡大、そのためには業務の効率化が求められているというお話だったと思います。そのためには、職員の皆さんの協力が不可欠であろうと思っておりますので、現在も検討中ということでしたので、検討する中で様々な工夫をされて、ぜひ実現してほしいと思っております。

それから続きまして、近隣市を視察された状況というのを伺いました。それでその中でいくつか、個人的に懸念されるなと思いましたが、ひとつは指定管理導入によって、市民の利用の登録数であるとか

貸出数が減少傾向にあったというお話でした。それはどうしてそうなったのかというのは、やはり研究する必要があるのではないかと思います。それから、指定管理の難しいところ、これは私が個人的に思っているところですが、3年とか5年の有期雇用の職になるのだらうと思います。そうしたところから、どうしても、長年継続してベテランの職員がいるという状況を作っていくのが、なかなか難しいのではないかと懸念されること、それは市民にとっては信頼感のある運営を行うには、そうしたベテラン職員がいたほうがいいですし、技術であるとかノウハウであるとか、そういったことの継続のためには、組織としてもそうでしょうけれども、個々の職員にそうしたものが積み重なっていくわけですから、できるだけベテラン職員が継続して働けるような状況があると良いのではないかなと考えております。そうした中では、指定管理の運営というのは、5年間で51%の方が残られているという話が今あったかと思うのですが、それを多いと取るのか少ないと取るのかというのはありますけれども、今5年というところですから、これからまた時間を経っていくとそれはどうなるのかということはあるわけで、長期的にはそのへんが、今の直営体制と比べ懸念される場所なのではないかと思うので、現状では指定管理の導入といっても、地区館のみの話をしているわけで、中央図書館は直営ということは、今は考えていないわけですから、技術が全部継続しないと行ったことはないとももちろん思いますけれども、長期的に地区館の運営がどうなるのかは、やはり継続して働けるかどうかというところも研究していく必要があるのではないかと、その辺が懸念される場所ではないかなと感じました。以上です。

会 長： ありがとうございます。では、委員のご意見に対して、事務局で何かございますか。

事務局： まず1点目の、直営体制で対応できるように様々な工夫をして欲しいという点につきましては、現在いろいろな対応ができないかということで検討しておりますので、引き続き努力していきたいと考えております。それから、利用状況が減少していることにつきましては、A市では、地区館3館のうちの2館が減少傾向で、1館は若干増えているそうです。これは地域の状況によりまして、人口が動いているようなところはある程度伸びていくということがあり、市街地が形成されてできあがってしまっているようなところは、そこにいる方々が利用していく形になりますので、これは当市も含めてなのですが、どうしても数字的には下がっていく傾向があります。特に大きな原因という

よりは、その範囲での減少であると考えております。B市では、平成29年度には中央館も含めて全体的に数字が大きく下がっており、理由はわかりませんが、そのようなこともありますので、他市でも同様の状況があるようです。

また、ベテラン職員が長くということですが、当市でも臨時職員については半年更新、嘱託員については基本1年更新ということで行っておりますが、志と力のある方には、再度継続して勤務していただいております。指定管理者制度につきましても、5年なり3年なりで更新の時期に来た時も、それなりのしっかりとした実績を踏まえていただければ更新というのは可能になりますので、必ず3年、5年で切れてしまうということではなく、長くやっていける努力を、企業側にも求めていきたいと思っておりますし、企業のほうも、仕事なくなってしまうのはデメリットだと思います。継続してできるように努力しているというのは見て取れますので、指定管理だから、直営だからというのは、一概には言えないと思っております。因みに、当市の地区館も人事異動があり、5年前の職員と、今残っている職員では5割も残っていない状況になりますので、比較の仕方はあるのかなと思っております。以上です。

会 長： よろしいですか。

委 員： そうですね、はい。先ほども触れたのですけれど、組織での運営ですから、指定管理になった場合、もちろん人事異動などもある話ですから、必ずしもカウンターに同じ人が5年間いるかということには当然ないわけですが、組織として、個人としてそういう運営技術のノウハウが残る、そのことが重要という指摘であります。ですから、必然的に継続して職員がいるというのはそういう状況が作りやすいわけですから、そういったことが求められる。もし、指定管理でそれが実現しにくいならば、やはり懸念されることになるだろうという指摘です。

会 長： 他の委員は、よろしいですか。

委 員： すごく単純に考えたときに、まず職員増員のための予算というのはもう出せない前提でという話ですよね。全体の予算で考えたときに、ではその予算は出せないけれども、委託の費用というのはどこからどのように出てくるのだろうと、考えたのですけれども。委託の費用的にも、どのくらいというのが全然わからないものですから。

事務局： 基本的には、職員の人件費、臨時職員の賃金、嘱託員への報酬、事業費、そういったものを含めた金額で、大体このくらいの金額という

のは出ますので、その金額と比べてということになると思います。ただし、例えば今現在の金額は出せるので、最初のコストの比較はできるのですが、5年後になりますと、サービスの内容も変わってきますので、単純に5年経ったときに、どちらが安い高いというのは、すぐには出せないと思います。結果的に、後から見れば、金額が多かった少なかったというのはあるかもしれないのですが、サービス内容に関わってきますので、単純な比較は難しいというのが、今まで検討していく中で感じたことです。基本的には、市が直営でやるよりは安価になるという前提のコストの設定で、更新の時についても、大体プロポーザル方式で契約していくのですけれども、ある程度上限額を定めた中で、次期の事業者を選定していくものと考えています。

会 長： 良いですか。では、他の委員、どうぞ。

委 員： 事務局のほうから、細かく説明していただいたのですけれども、最後のところで、地区館への指定管理者の導入は、安価でサービスの拡大につながると考えているというお話があったと思うのですけれども、その視察のお話を聞いていて、安価でもないし、サービスの拡大もそんなにしていないのかなと聞こえて、つながっていないというような感じがするのですね。他市で、安価になったのかということではない。サービスを拡大したかということ、利用が落ちている。ということですよ。ということは、指定管理者制度というのはどうなのということになるのだと思いますね。それでも安価でサービスの拡大につながるとお考えであるということは、コストの見積もり等も取っていらっしゃるということによろしいですか。

会 長： 事務局、どうぞ。

事務局： 当初、企画担当のあり方検討委員会というところが検討していく中では、事業者提案ということで、見積もりという形ではないのですけれども、どの程度サービスが提供できるかということで、提案をいただいています。この提案の中ですと、事業内容は行政報告書などで確認した範囲、開館日については、清原図書館については年間88日の増、桜が丘については42日の増ということと、開館日には夜7時までの時間延長、1日2時間ずつの時間延長が可能というような提案をいただいております。ただし、そこまで必要かどうかというのは、やはり考えなければいけませんので、当市の実情に合った開館日、開館時間は、果たしてどのようなものかということで、図書館協議会にもご意見を伺って、そこから決めていくという順番で進めております。実際に金額的にもサービスの内容もそれほど変わらないという中で、

指定管理者制度を導入するメリットと言いますと、ひとつには人の手配を任せられることができるということと、直営だけで行っていますと、内々の業務になりますので、一部民間の業者が入ることによって、ある程度競争意識ではないですけれども、そのようなものも、少し意識として出せるのかなと思います。あとは、地区館レベルですと、あまり新しい提案というものなかなかないようですけれども、事業者のほうで新しい市民サービスの提案といったようなこともいただける可能性があるというのがメリットとしてはあると思います。

会 長： よろしいでしょうか。

委 員： そうすると、大枠で経費のところではそんなに変わらないということなのですか。それとも、下がるということなのですか。計算の仕方はいろいろあるのだと思うのですけれども、よく指定管理にしても経費は変わらない。逆に、もしかしたら高くなるんだ、という話がずっとほかのところであって、ですので今回の話も、指定管理に出したとしても、経費的には上がる可能性のほうが高いのではないかなと私などは思っているのですけれども。下がるということであれば下がるのかもしれないですけれども、もしそのメリットが、人の管理がしないで良くなるとか、業者間の競争原理が働くということであれば、それはちょっと話が違うのかなと思うのですよね。

会 長： 事務局、どうぞ。

事務局： 導入当初につきましては、予算的にはこちらで先に金額が出せますので、その範囲ということですので、上がることはないと考えます。プロポーザルの仕方で、まず先に提案を受けて、その良い提案を取り入れようということになってきますと、場合によっては金額が上がるということもありますが、今の市のサービス内容ということであれば、おそらく金額が上回るということはないと思います。

会 長： ひとつお尋ねしたいのですけれども、サービスの向上をしていくために、指定管理にというお考えがあって、その時のサービスの向上の中身というのは、開館時間、開館日を増やすという、そこだけなのでしょう。ほかに何か、先ほど人事管理の煩わしさの問題の解消とかがあっても、そのほかにまだ何かお考えがありますか。

事務局： まず一番は、地区館の開館日、開館時間を、他市並みにする。当市の場合、圧倒的に他市に比べて少ないということがありますから、少なくとも他市並みにする必要があるだろうと、そこがまず出発点だと思うのですね。それを他市並みにするためには、ただ新しい予算ですとか人員が配置できない中で、どうしたら良いかというのを検討して

いった中で、方法論としては、直営で頑張るという方法と、民間活力を導入するという、その2つしか選択肢がないと思っています。プラスして例えば新しいサービスを提案していただけるのであれば、当然検討はしていくのですけれども、第一には、開館日、開館時間の拡大。ここが当市にとっては一番の大きな課題、目標と考えております。

会 長： これまでの会議の議論の中で、指定管理に走って、費用が上がってもそれはいいけれど、人員増とか、サービス向上と今言ったそういったことをするためには予算が付けられないというのが、市民の方から仰いますし、委員からも度々疑問が出るのですが、そのへんがなかなか理解できない。やはりこういうふうにしていてもらいたい、しかもそれが図書館本来の目的で考えていったらそうであろうということなら、是非人を増やす、増員してでもいくというのもちよっと考えてはいただけないものなのかという。こっちは良いけれど、こっちで出るのはだめというのが、納得していただけないことかなと思うのですが。事務局、どうぞ。

事務局： 予算のところでは、曖昧な表現をしてしまい申し訳ありませんでしたが、直営よりも必ず安くなると思います。先に概算の金額を示しますので、それを超えてくる提案というのは、基本的にはないと考えます。業者の募集の仕方によっては、プロポーザルの仕方により、提案を先に受けて、その提案を実現しようとするともやはり予算が上がってしまい、現行の予算よりも増えてしまうということはあるのですけれども、今図書館で考えているのは、現行の予算の範囲の中で提案していただくと考えておりますので、現行の予算を超えることはないものと思います。

会 長： どうぞ。

委 員： 今のお話を伺っていて感じたことなのですけれども、人の手配とか管理が大変になってくるということは、結局予算に関わってくることになるのかなと思うのです。これに莫大に費用がかかるようになると、結果として直営でこのままずっと続けられないということに。つまり金銭的な面にある程度換算されるはずのことなのではないかという疑問がひとつありまして、これについてお尋ねしたいと思うのですが、もう1点は、指定管理者制度に移行を検討して、図書館側としての希望額を設置した時に、業者がそれで乗ってくるかどうかと言いますか、応じてくるかどうかということと、その企業はどのようにして利益を生み出していくのかという見通しを、こちら側としてもある程度把握しておく、推測しておく必要があるのではないかなと、疑問に

感じましたので、お尋ねしたいのですが。

会 長： 事務局、どうぞ。

事務局： 今後の金額的なものにつきましては、いろいろ制度が変わってきていますので、特に平成32年度から会計年度任用職員制度が出てきますので、この制度をもう少し研究していかないと、わからない部分があります。人件費については、正職の配置が大きいですが、正職の配置には定数があり、今の定数は増えないと思いますので、新しい事業を導入するという変化がない限りは、臨時職員、嘱託員等の数についても変更はないと思います。大幅に人件費にかかるものが増えてくるというような見込みはないと考えています。

それから、指定管理者にお願いすることになった場合に、業者側が受けてくれるかという問題ですが、これは募集をかけてみないと正直わからない面があります。場合によっては応札がないというようなこともあると思うので、その場合には、条例などを作る中で、市が代わって行えるような条例の作りにし、市が直営で担うということになると思います。応札があるかどうかについては、その時になってみないとわからないことは事実です。

会 長： よろしいですか。

委 員： 大体、理解することができたのですが、まだ少しその人の手配に関してのことが、私の理解不足でよくわからないところがあるのですが、これは現行で続けていくと、直営の形では人の手配が難しくなる。そして指定管理者制度に移行した場合には、それが容易になる、結局これが一番大きな理由として、指定管理者制度の導入を検討なさっているように推測されるような気がいたしますので、そこがもう少し、私のような者でも理解できるようにご説明していただけるとありがたいと思います。

会 長： 事務局、どうぞ。

事務局： 第一の目的は、先ほど申しましたが、開館日、開館時間というサービスを他市並みにするというのが、最大の目標です。これを実現する方法というのは何かといったときに、なかなか直営では厳しいものがあるので、そうするとどうするかといったときに、民間活力ということで指定管理者制度の導入か、業務委託かということが出てくると思います。市の方針としては、指定管理者制度のほうが適しているということから、指定管理者制度の導入について検討していることとなります。人の手配というのは二次的な部分でありまして、第一はサービスをいかに他市並みにするか、ここが主眼で、金額があまり変わらず

に、その他のサービス内容が変わらない中で指定管理者制度を導入するメリットはほかに何かあるのかというところから、例えば人の手配ですとか、指定管理者と市の職員との競争感を生むとか、新しい提案をしてもらえるかもしれないというようなことが期待できるということになります。あくまでも、サービスを増やすのが第一ということですよ。

委員： そうしますと、サービスを増やすために、人件費はどうしてもかかるので、その部分を指定管理者制度によって地区館の運営を任せることで、賄っていけるという見込みということによろしいですか。

事務局： そうです。

委員： わかりました。ありがとうございます。

会長： ほかに何かご質問、ご意見をいかがでしょうか。

委員： 今の話で、仮定の問題になるのでしょうかけれども、質問だけなのですけれども、現行予算内で先に概算を示すというお話ですね。予定見積額を開示するということですね。そうすると、現行予算めいっぱい示したら、なんで指定管理者制度を導入するかなという、もともになる意味が多分殆どなくなるかな、なんて思っているのですけれども、応札がない場合も、あれば現行の制度には条例上作っておくということが、確認できたかなと今思っているのですけれどもね、そのようなことで良いのかどうか。それから、指定管理者制度を導入するというのを、制度を導入することを決めて、応札がなければいくらでも上げてというやり方だっただけではないと思うのですけれども、それはしないという考え方で良いですか。仮定の問題だから答えづらいと思いますけれども、そこらへんはどうなのでしょう。

会長： 事務局、どうぞ。

事務局： まず応札のほうから申し上げますと、これは応札がなかったからと言って金額をすぐに変えるということは恐らくないと思います。もう一度仕様を見直すとか、一からそのへんのところは検討し直して仕切り直しをする形になると思います。金額は、議会で承認後であれば予算額ということで出せるのですけれど、その前の段階ですと実績額みたいな形で提示をしまして、募集をかける形になるかと思えます。手を挙げてくれる業者があった場合には、金額も、選定基準の中で金額に対する評価基準みたいなものを付けますので、安いところは採用しやすくなると思います。サービス内容ですとか、価格面ですとか、その他の部分という形で、項目毎に評価するような形で、最終的にこの業者というように決めることになると思います。ですから金額も、あ

まり高く上げてくる業者については、逆に選定から漏れるという可能性もありますので、業者もできるだけ頑張った金額を提示してくるというのが一般的になっています。そこで競争原理がどのくらい働くかによって、金額も変わってくるものと思います。以上です。

会 長： どうぞ。

委 員： この会議の難しさは、私も今考えているのですけれども、この会議の役割というか性格をはっきりしておかないと、なかなか議論に加わりづらいなと思っているのです。というのは、この協議会も任期があるもので、前期の答申は、慎重審議して、会長以下かなり踏ん張って、作り上げて出しているわけですよ。諮問に対する答申を出して、この協議会は諮問機関ですから、継続して協議する機関では、私はないと思うのです。言いたいことは全て答申に書き込んだと、提出しましたということなのですよ。新しい方はそれに関わっていないわけですから、いくら意見言っても構わないと思いますけれども、私なんか付け加えるものははっきり言えないと思っているのです。それがひとつですね。この協議会の性格を踏まえると、今年度、新任期になってから、指定管理者制度はどうなっているのだという説明は、何回かしましたよね。説明は悪いことではないし、こんな中間状況ですよという報告は、それは悪いことではもちろんないし、否定するつもりもないのですけれども、それを基にして、この協議会が、それについて質問は結構、協議までする機関かなと、正直いつて思っているのです。答申出してしまっているのですからね。そこを間違えると、ずっと突ついてずっと話し合いをしていく。場合によっては協議をして、対等者間の話し合いですから、それをやっていく会ではないだろうなと思っているのです。だから非常に、会議に口を出すのが難しい。それをはっきりわきまえていかないと、ずっと運動体みたいな動きになってしまいますよね。では何をやっても良いのかというわけでももちろんないから、ご丁寧に説明をしてくれているわけですが、決定するのは教育委員会でしょ。市長が最終的に、予算が絡みますから、議会に提案して最終決定ですよ。そこの中で当然議論されるわけですから、ここは決定機関ではないのだから、そのところを踏まえて話し合いをしないといけないのだろうなと思っているわけです。最終決定は、市民が決めることですからね。なんで決めるかと言ったら、議会の構成とかを決める選挙で決めるわけですから、そこにどういうふうに関わるかは、それぞれ運動体がやっていることですから、それはもう自由にやっていただくということで、我々はそれに変な形で巻

き込まれたくはないなど、正直言って思っているところなのです。で、この協議の持ち方と言いますか、そこは説明して、丁寧だなと思う。それで、わからないからもう一回質問する。そこまでは良いのだけれど、対等に協議しているという進め方は如何なものかなと思っ
ているのですが。これは館長に言うことではない、会長に言うことな
のですけれども、そんなことを思って、今質問だけさせていただいた
のですけれども、さっきのお話の質問の続きになりますけれども、指
定管理者制度をやりたいなど思ってお話しされているのは、もう手
に取るようにわかるのですよ。けれども、認めているかどうかは、そ
れはさっきの筋で決めてもらう以外ないので、その具体的な進め方
について、指定管理者制度というのを導入しますという決め方をし
て、それを決定してしまっ
て、予算額を開示して、応札を待って、競り合わせて、決めていく
こともあるのですか。制度を先に決めてしまうということですか。

事務局： 順番としましてはまず市の方針というか、意思として指定管理者制度を導入するという決定が出た次に、先ほど申しました検討部会を発足し、実際の詳しい条例ですとか、募集要項とか協定とか、こういった細部を詰めていくことになります。事務局が図書館になりますから、並行していろんな作業を当然見てはいますけれども、流れとしてはまず決定をしてから新しく細々としたものを決めていくという形になります。

会 長： どうぞ。

委 員： そこで応札が無ければ市が直接行うという条例の作り方もしておかないと、指定管理者をやると決めて応札がなければ上げる以外ないですよ。図書館を取り潰すわけにはいかないから、そういうことですよ。

事務局： そうです。

会 長： ただいまのことで、どうぞ。

委 員： 今、委員さんのお話でこの場の位置づけということになると思うのですけれども、この場は館長から説明していただくのが一番よろしいとは思いますが、図書館法の中で規定されている図書館協議会でもよろしいですよ。そうすると私たちは館長に対して、諮問または図書館の運営に対して意見を言うことができるというのが、私たちのここにいる役割だと思うのです。ですので、協議とかいうことではなくて、意見を言う、質問をするということに進んでいると私は思っています。

会 長： どうぞ。

委 員： そのとおりです。結構だからそこら辺の質問を、レベルを超えて、対等者で話し合おうじゃないか的な雰囲気は行き過ぎているよということを行っているのです。

会 長： はい、その辺のことについては常々線を引きながら、協議会としての立場を踏まえ先ほど委員がおっしゃったような形で進めさせていただいてきておりますが、それがそのように受け取れないようなことでありましたら、それは気を付けなければいけないのですが、ただ今図書館法にある協議会の性質というところに則ってやらせていただいておりますので、もしはみ出しているというようなことがありましたら、ぜひ言っただいて構いませんけれども、基本的にはやっぱり諮問の機関としての役割を全うするためにやってきているというつもりですので、そのへんのご理解をよろしくお願いいたします。事務局、何かありますか。

事務局： 図書館法に基づく図書館協議会の位置づけというところですけども、図書館協議会につきましては、図書館長の諮問に応ずるということで、答申いただきましたので、この部分については一旦完結していると考えております。いただいた答申、ご意見を基に、あとは図書館のほうで考えていく、教育委員会のほうで考えていくというのが大原則と考えております。ただし、答申をいただいて期間も過ぎておりますし、その間にこうした図書館協議会の機会もありますので、状況については報告程度にご紹介していくべきということで、今回も報告という形でさせていただいております。あと、図書館協議会の役割としましては、図書館奉仕について図書館長に対して意見を述べるというような機関になっております。運営というところになってきますとどこまでかというのは、正直区分が難しいところなのですが、一応図書館協議会の役割の中では、図書館奉仕について館長に意見を述べることのできる機関になっております。以上でございます。

会 長： まだほかにご質問、ご意見でもどうですか。どうぞ。

委 員： せっかくの機会なので、この2つの地区館の指定管理へのことで、2つほど心配があるので、それを発言させていただきたいと思います。最近、あるポイントカードの個人情報が警察の求めに応じて提供されていたということが新聞に載っていたわけですけど、それは捜査令状がなくて、警察の求めに応じて、ポイントカードの情報を出したということです。この事業者は、全国的にいくつかの図書館を指定管理で請け負っている会社ですけども、図書館の利用カードで、ポイン

ト付きのカードを出しているわけです。新聞報道では、図書館の利用とポイントカードは別の管理だから、警察には流していないという話をしており、地元の新聞でも今大きく報道されているようです。それがどういう話で、事実が流れているのかはよくわからないのですが、やはり東大和の2つの地区館を指定管理にするには、普通は株式会社に委託をする。指定管理に出すということになると、私は市民の個人情報はどうなるかということが心配です。現在のところだと、地方公務員の場合は、地方公務員だから絶対というふうには申し上げませんが、地方公務員法による守秘義務というのがかなり重たい義務が課されていて、それは正職員だけではなくて、嘱託の職員も同じく、地方公務員法の中で位置づけられているわけです。それと指定管理の株式会社の人、それは上だとか下だとかということではなくて、いくら契約条項で定めたとしても、やはり現在の地方公務員法の守秘義務と比べると、はるかにレベルは低い設定になるわけです。そういう意味では、その個人情報のところで指定管理をするということがどうなのかというのが、ひとつ大きな問題としてあるのではないかと思います。実は私も30年ほど図書館の現場にいたわけですが、やはりそういう場に何度も出くわしているわけです。カウンターに警察官が来て、カードを持ってきて、この人は何を借りているかを知りたいとか、そういうケースもありますし、電話がかかってきて被害者のバックの中にお宅の図書館のカードがあったのだけれど、住所を知りたいとかというのが、電話だとか口頭であった。それは我々からすればそういう時にすぐ思い浮かぶのは、地方公務員としての守秘義務だし、図書館員としての図書館の宣言にある利用者の秘密を守るというひとつの条項、その2つでそれはお断りをしていたわけです。ところが指定管理になると、それが一体どうなるのかという懸念、心配というのが私にはあります。

2つ目は、今、図書館はシステムとして動いていると思うのですね。ここに中央図書館があつて、桜が丘があつて、清原があるという、そういう3つの図書館があつてはじめてひとつの図書館システムになっていると思うのです。例えば本を選ぶ蔵書のことにして、その蔵書の方針だとか、どういう形でサービスを展開していくのか、先ほどもちよっとお話がありましたけれども、コンピューターもたぶん一本化するわけですよね。そういう中で蔵書管理をしたり、利用者の方の情報などやりとりをするわけです。そういうふうにと考えると、もちろんサービスの方針など立てていくわけだと思うのですけれども、清原図書

館は指定管理だからおまえのとこだけ好きにやってよいという話にはならないのだと思うのです。やはり中央図書館が直営でやって、ふたつの地区館は指定管理というのは、木に竹を継ぐというのですかね、というような形になるのではないかと思います。これは2つ目の、本当に現場の人は大変になるだろうと、心配というか懸念とでもいいでしょうか、そんなふうに思いました。意見です。

会 長： 意見ということで参考になさってください。ほかに何かこの件でご質問とか、ご意見ございますか。なければ先ほど、事務局からその他の2つ目に図書館大会の報告をしていただきましたが、正副会長が参加いたしましたので、感想を少しお話をさせていただきたいと思います。初めに副会長からお願いいたします。

委 員： 第1分科会に私参加させていただきました。先ほど事務局のほうから報告ありまして、内容はお分かりになったと思うのですが、その中で私が一番そうだなと思ったことというのは、地域の中の居場所空間が必要。図書館があるということで、居心地のいい地域に、高齢者も子どもも若者たちもたまり場、居場所、そういうものが必要だというお話も山口先生されていました。それと同時に、こういう社会教育施設というものは、地域の活性化とか、町づくりの拠点になる。それから地域の防災拠点としての役割も強く期待される場である。そういうものを地域振興とか、観光資源にはいけないのだろうなというお話をされたのですね。それはさきほど他の委員も言いましたが、あるところのちょっと図書館の観光資源になってしまったようなところのお話もありますけれども、やはり図書館って、公共図書館というのが何なのかなというそのへんのところ、やはりしっかり考えていかなければいけないのだなと、お話を聞きながら感じました。

もうひとつ驚いたのが、東大和もそうなのですが、自治体の政策の中に図書館をきちんと位置付けるという図書館の基本計画というのがないのですよね。それができているのが、26市3町村の中でまだ6市しかない。東大和はまだないというので、図書館の基本計画ってすごく大事なんだなというのを先生のお話の中で聞いてきました。その策定することの重要性と意義というのを、最後にお話しされて、いろんなことを仰ってたのですが、いわゆる市民、行政、それから図書館職員が共に基本計画というものを一緒に考えて策定する。これがすごく大事なことで、その政策を立案する能力を育てる、これもすごく大事なんだなということをお話された。それが「子ども読書推進計画」の活かし方にも繋がってくるのではないかなというようなことを

お話されたので、そうだなって、東大和も早くきちんとしたものを出していただけたらありがたいなと思っています。

それと最後にすごく驚いたのですが、講師が司書の方をいわゆる卒業させていく中で、とても司書としての仕事に就きにくい現状が今はあるというお話をされておりました。これってせっかくの専門職の方がたくさんいるのに、その方たちの生きる場がないというのが、こんなにもったいない話はない。専門職であるとか、正職であるとかという取り方を今はしていない自治体が多いという中で、そういうふうに育っていった方たちが、その力を存分に発揮できる場所がないというのは、これは本当にもったいない話だなというのを感じながら帰ってきました。以上です。

会長： では私のほうからは、副会長とかぶるところがあるので割愛させて頂きます。先生の講演の中で、昨年の暮れに出された中教審の答申で、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」ということの内容に触れられていまして、その中で図書館が地域振興のことに取り込まれていく件をお話になっていらっしゃるのですけれども、学びの在り方はどのようになっていくのかという図書館をめぐる状況の変化を、図書館協議会として、図書館に関わる審議会の委員ですので、学習していくことも大事ななと思いました。皆さんそれぞれのところで、活躍されたりお仕事されていますが、ぜひこういったこと、図書館を取り巻く状況についても少し理解していたほうがいいかなと思いました。これは私の感想です。

3点目、次回の図書館協議会の開催予定のことは、事務局からご説明がありましたとおり、6月の市議会定例会終了後の開催ということで、日程は後日事務局から調整していただけるとのことですので、よろしくをお願いします。

ここまでで何か、こんなこと聞いておきたいというようなご質問、ご意見ございますか。今日皆さん熱心にご質疑いただいて、ありがとうございました。

4. 閉会

会長： ではこれにて本日予定しておりました議題は全て終了となりました。先ほども申し上げたように、皆さん忌憚のないご意見を出していただき、また胸に留めておかずに素朴な疑問なども出していただけたことは大変ありがたく思っております。これから図書館として、見直しの取りまとめをされていくと思いますが、図書館本来の在り方を中心にして、協議会の答申やこれまでに出示された見直しに関する情報を有効

に使っていただいたり、この会議での意見などもぜひ参考にしていただいて、図書館としてのお考えをまとめていただきますようお願いしたいと思います。これをもちまして平成30年度第3回東大和市立図書館協議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。